

**鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（地域課題解決型  
ワーケーションプログラム実施業務プレゼンテーション審査会）県民委員公募要領**

## 1 目的

ワーケーション導入やチームビルディング等の推進及び地域貢献の実施を希望する都市部企業と、人口減等による課題を抱える鳥取県内企業・団体をマッチングさせるプログラムを行うことで、県内の地域課題解決につなげるとともに、都市部企業との交流・協働による継続的な関係性を構築し、地域活性化及び企業単位の関係人口を創出する「地域課題解決型ワーケーションプログラム実施業務」（以下「本業務」という。）の受託者となる事業者の選定を行う。

## 2 県民委員の役割

県民委員は、審査会に出席し、その他の委員とともに、本業務に係る受託者の選定に関する事項を処理する。

## 3 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格 次の全ての要件に該当する方

- ア 都市部企業をターゲットとした関係人口の創出・拡大について知識・関心があり、審査会の審議において積極的に発言する意欲があること。
- イ 就任時点で満18歳以上の方であること。
- ウ 県内在住であること。
- エ 任命期間中に、県の他の附属機関委員との併任、または就任予定のないこと。
- オ 平日開催の審査会に出席できること。（審査会は8月中旬に開催予定。）
- カ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
- キ 国会議員、県議会議員及び県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でないこと。

(3) 応募方法

別添応募用紙又は任意様式に、住所、氏名、生年月日（年齢）、性別、職業又は勤務先、連絡先、応募理由等を記載し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで御提出ください。

(4) 公募委員の決定方法

県民委員の決定に当たっては、次のとおりとする。

ア 選考方法

応募資格を満たす方の中から、提出された書類に基づき、別紙「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（地域課題解決型ワーケーションプログラム実施業務プレゼンテーション審査会）県民委員選考基準」により審査を行い、委員候補を決定する。

イ 選考結果については、応募者全員に郵送で通知する。

(5) 応募期限

令和5年7月26日（水）午後5時 必着

(6) 任命の時期及び任期

任命の時期 令和5年8月

任期 任命の日から令和5年8月31日（木）（予定）

(7) 委員報酬

1回ごとに9,200円（その他、県の旅費規程により自宅又は勤務地から審査会会場までの交通費等を支給）

(8) 審査会の開催回数

原則として1回

## 4 その他

- ・応募に際して提出された書類は県民委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。また、提出された書類は返却しないこととする。
- ・県民委員に任命された場合は、県民委員が所属する団体等は本業務には応募できないこととする。

## 5 応募・問合せ先

鳥取県交流人口拡大本部ふるさと人口政策課関係人口推進室

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話：0857-26-7128

ファクシミリ：0857-26-8742

電子メール：jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp